議案第３８号

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年守谷市条例第１９号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和３年６月３日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議案	頁数
３８号	1

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年守谷市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　事業所内保育事業（第４３条―第４９条）」を「第５章　事業所内保育事業（第４３条―第４９条）
第６章　雑則（第５０条）」に改める。

第７条第１項中「第３号において」を「以下この条において」に改め，同項第３号中「以下この号」の次に「及び第４項第１号」を加え，同条第５項中「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設」に改める。

第５章の次に次の１章を加える。

第６章　雑則

（電磁的記録）

第５０条　家庭的保育事業者等及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は，令和３年７月１日から施行する。ただし，第７条の改正規定は，公布の日から施行する。

議案	頁数
３８号	2

提案理由（議案第３８号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，当該基準と同様となるよう本条例の一部を改正し，家庭的保育事業等の諸記録等の作成，保存等について電磁的な対応を認め，事業者の業務負担軽減等を図るものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
３８号	3

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改　　正	現　　行
目次 第１章　総則（第１条―第２２条） 第２章　家庭的保育事業（第２３条―第２７条） 第３章　小規模保育事業 第１節　小規模保育事業の区分（第２８条） 第２節　小規模保育事業A型（第２９条―第３１条） 第３節　小規模保育事業B型（第３２条・第３３条） 第４節　小規模保育事業C型（第３４条―第３７条） 第４章　居宅訪問型保育事業（第３８条―第４２条） 第５章　事業所内保育事業（第４３条―第４９条） 第６章　雑則（第５０条）	目次 第１章　総則（第１条―第２２条） 第２章　家庭的保育事業（第２３条―第２７条） 第３章　小規模保育事業 第１節　小規模保育事業の区分（第２８条） 第２節　小規模保育事業A型（第２９条―第３１条） 第３節　小規模保育事業B型（第３２条・第３３条） 第４節　小規模保育事業C型（第３４条―第３７条） 第４章　居宅訪問型保育事業（第３８条―第４２条） 第５章　事業所内保育事業（第４３条―第４９条）
附則 （保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第１項，第１５条第１項及び第２項，第１６条第１項，第２項及び第５項，第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等によ	附則 （保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第１項，第１５条第１項及び第２項，第１６条第１項，第２項及び第５項，第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等によ

参考資料

る保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（１）及び（２）（略）

（３）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては，第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

２から４まで　（略）

５　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において，家庭的保育事業者等は，法第５９条第１項に規定する施設のうち，次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって，市長が適当と認め

る保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において　同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。以下同じ。），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（１）及び（２）（略）

（３）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては，第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号　において同じ。）を，当該保育の提供の終了に際して，当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

２から４まで　（略）

５　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において，家庭的保育事業者等は，法第５９条第１項に規定する施設のうち，次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって，市長が適当と認め

るものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 （１）及び（２）（略） 第６章　雑則 （電磁的記録） 第５０条　家庭的保育事業者等及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	るものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者　として適切に確保しなければならない。 （１）及び（２）（略） （新設）